

第4期 熊本県地域福祉支援計画	
第5章 施策の展開	
Ⅰ 福祉による地域づくり	
施策1 地域の縁がわづくり	
(1) 地域の縁がわの立ち上げ支援	
(2) 支え合い活動の拠点としての機能充実	
(3) 誰もが活躍できる場の創出	
(4) 市町村における活用推進	
施策2 地域の結びづくり	
(1) 地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実	
(2) 災害に備えた取組の強化	
(3) 買い物支援・移動支援の推進	
施策3 地域の人づくり	
(1) 福祉の心の育成	
(2) 地域福祉を担う住民の育成	
① ボランティア活動への参加促進	
② 福祉のまちづくりリーダーの養成	
(3) 自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援	
(4) 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大	
(5) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上	
Ⅱ 災害にも強い地域福祉の推進	
施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進	
(1) 「地域の縁がわづくり」「地域の結びづくり」の重点的支援	
(2) 被災地における地域づくりを支える担い手の育成	
(3) 災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援	
(4) 復興ボランティアの支援	
(5) 地域支え合いセンターの運営支援	
施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進	
(1) 多様な災害に強い地域づくりの推進	
(2) ICT（情報通信技術）等を活用したつながりの維持	
Ⅲ 地域づくりを支える基盤整備	
施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり	
(1) 権利擁護体制の充実	
① 児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化	
② 日常生活自立支援事業の活用促進	
③ 成年後見制度の利用促進	
(2) 福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実	
(3) 生活困窮者支援の推進	
(4) 一人ひとりの状況に応じた支援	
施策7 包括的な支援体制づくり	
(1) 市町村における包括的な支援体制整備への支援	
① 市町村における包括的な支援体制づくりの促進	
② 市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化	
③ 福祉人材の確保・育成	
④ 地域福祉の情報発信と情報共有	
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援	

実線 ———— ： 施策の移行
点線 - - - - - ： 施策の削除

第5期 熊本県地域福祉支援計画	目次の詳細	備考
第5章 施策の展開		
Ⅰ 福祉による地域づくり		
1 “みんなで創る” 身近な居場所づくり		
(1) 地域の縁がわの立ち上げ支援	見守り活動、健康づくり、買い物・移動支援、会食・配色等の生活応援支援、学び等「しごと」の場の創出	
(2) 支え合い活動の拠点としての機能充実		
(3) 誰もが活躍できる場の創出		
(4) 市町村における活用推進		
2 “互いに気づかう” 心地よい関わりづくり		
(1) 地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実	見守り応援隊、ICT活用、アドバイザー派遣、好事例普及 市町村における個別避難計画の作成・更新や避難訓練の実施の支援 福祉有償運送、公共交通空白地有償運送	
(2) 災害に備えた取組の強化		
(3) 買い物支援・移動支援の推進		
(4) 外国人との共生の推進 新		
3 “キラキラと輝く” 未来を担う人づくり		
(1) 福祉の心の育成	ハートフルサポーター育成研修、地域福祉推進フォーラム	
(2) 地域福祉を担う住民の育成		
① ボランティア活動への参加促進		
② 福祉のまちづくりリーダーの養成		
(3) 自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援		
(4) 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大		
(5) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上		
Ⅱ 復興を進め、災害に備える地域福祉の推進		
施策4—大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進		
-(1)- 「地域の縁がわづくり」「地域の結びづくり」の重点的支援		
-(2)- 被災地における地域づくりを支える担い手の育成		
-(3)- 災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援		
施策4—多様な災害に強い新たな地域福祉の推進		
(1) 多様な災害に強い地域づくりの推進		
(2) ICT（情報通信技術）等を活用したつながりの維持		
(3) 災害ボランティアの支援		
(4) 地域支え合いセンターの運営支援		
Ⅲ 地域づくりを支える基盤整備		
1 “安心を届ける” 多様な福祉サービスの提供		
(1) 権利擁護体制の充実	住宅の確保に特に配慮を要する人、ひきこもり、ヤングケアラー、福祉的支援を要する高齢者や障がいのある刑余者、被疑者等、自殺対策、外国人	個別計画や施策等に基づき取組を推進、多様性について記載
① 児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化		
② 日常生活自立支援事業の活用促進		
③ 成年後見制度の利用促進		
(2) 福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実		
(3) 生活困窮者支援の推進		
(4) 一人ひとりの状況に応じた支援		
(5) デジタル技術の活用 新		
2 “分野を超えて” つながる支援体制づくり		
(1) 市町村における包括的な支援体制整備への支援		
① 市町村における包括的な支援体制づくりの促進		
② 市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化		
③ 福祉人材の確保・育成		
④ 地域福祉の情報発信と情報共有		
(2) 孤独・孤立対策 新		新規（R6.4.1「孤独・孤立対策推進法」施行後の取組）
(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援		